兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例をここに公布する。

令和５年２月２２日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長　　門　　康　彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第３号

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の２の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢等に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第２条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成１９年神戸市人事委員会規則第７号）第２条に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第３条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。